

・生活援助従事者研修について

1. 研修機関情報

①事業所の名称・住所 等

合同会社 S o u W a

〒062-0035

札幌市豊平区西岡 5 条 3 丁目 3-27-1

TEL : 011-856-6388

【研修実施地】

放課後等デイサービス 想

〒003-0832

札幌市白石区本郷通 7 丁目南 3-15

TEL : 011-827-9605

②理念

障害のある方々を対象に、その能力や適性に合った職業能力を付与し、企業が採障害者を障害者を育成する。

③学則

「4. 学則」参照

④研修施設、設備

各職種の技能・技術の習得に必要な設備（実習場・実習機材等）を備えています。

2. 研修事業情報

①研修の対象

当事業所の放課後等デイサービス 想に在籍していること。
※生活支援従事者研修修了者以外は受講できません。

②研修のスケジュール

講習期間 令和8年(2026年)5月～令和8年(2026年)9月

③研修の定員と講師

定員 10名 講師 7名

④研修受講までの流れ

4月20日 募集開始(5月下旬 締切予定)
5月下旬 講習開始(9月中旬 修了予定)

⑤費用

テキスト代(税込2,750円)のみ本人負担

⑥留意事項

研修の修了にあたっては、以下の条件を満たしていることが必要です。
・講義・演習を全ての科目を受講していること。
・成績の評定において、講義・演習について合格していること。

⑦研修課程編成責任者

合同会社 SouWa 代表 坂田 千秋

⑧研修カリキュラム

「3. 研修カリキュラム(科目別シラバス)」参照

⑨修了評価の方法及び基準

研修内で実施する筆記試験各教科の講師による評価及び演習の評価に加え講習内で実施する認定試験を参考に評価する。

講義・演習の不合格者に対しては、補講等を行い、再評価を実施する。

⑩講師情報

氏名	資格	略歴	現職	担当教科名
坂田 千秋	介護福祉士	(株)クリーンリースウェルフェア	(同)SouWa	職務の理解・こころとからだのしくみと生活支援技術等
藤田 ひろみ	介護福祉士	新篠津福祉会	(同)SouWa	介護における尊厳の保持・自立支援等

妻倉 ゆかり	介護福祉士	あかり家	左同	こころとからだのしくみと生活支援技術等
三島 晶美	看護師	元気な介護	左同	老化と認知症の理解等
笠谷 宜政	介護福祉士	あかり家	左同	介護の基本等
一戸 美代子	社会福祉士	あじさい	左同	介護福祉サービスの理解等
向田 伸子	介護福祉士	あじさい	左同	認知症の理解、こころとからだのしくみと生活支援技術等

⑪実績情報

実施年度	実施回数（回）	受講者数（名）	資格取得者数（名）
令和2年度	1	4	4
令和3年度	1	2	2
令和4年度	1	8	8
令和5年度	1	3	3
令和6年度	1	8	8

⑫連絡先等

申し込み・資料請求先
相談及び苦情対応者

合同会社 SouWa
合同会社 SouWa
代表 坂田 千秋
TEL：011-856-6388

第七回 生活援助従事者研修カリキュラム(科目別シラバス)

教科及び項目		時間数 基準時間(60分)		月・日	指導の視点・ねらい (講義・演習・実技)
職務の理解	多様なサービスの理解	2	1	5月30日	介護サービスには様々な種類のサービスがあることを理解し、現場における業務内容の共通点や違いについて学ぶ。
	介護職の仕事内容や働く現場の理解		1	5月30日	介護サービスにおいての介護員の職務内容を理解し、ケアプランに基づいた一連のチームアプローチや他職種との連携について理解する。
自立支援 介護における 尊厳の保持・	人間の尊厳を支える介護	6	3	5月30日② 6月6日①	介護職が利用者の尊厳ある暮らしを支えていることを自覚し、福祉サービスを提供するにあたっての基本的視点を理解する。
	自立に向けた介護		3	6月6日	介護は要支援、要介護状態の予防、改善や維持を目指した支援であるべきことを理解する。自立に向けた介護の重要性と意義を学習する。
介護の基本	介護職の役割、専門性と多職種との連携	4	1	6月13日	利用者の生活を支援するには様々な専門職との連携が必要で、連携にはそれぞれの役割分担を理解することと専門性を発揮することが重要なことを学ぶ。
	介護職の職業倫理		1	6月13日	介護職員には厳しい倫理観が求められるため、専門家としての社会的責任を十分理解し、倫理に根ざした姿勢、支援の方法を学ぶ。
	介護における安全の確保とリスクマネジメント		1	6月13日	介護者は利用者のみならず介護者の健康や感染症の予防や拡散の阻止に勤めなければならず、環境整備やリスクマネジメントの考え方が要になっているが、具体的にどのような対応や知識が必要かを学ぶ。
	介護職の安全		1	6月13日	介護者の安全や健康が脅かされることが無いようにすることが、健全なサービスを提供する上で最も必要であるが、具体的にどのような対応が必要か等を学ぶ。
療との連携 介護・福祉サービスの理解と医	介護報酬制度	3	1	6月20日	介護報酬制度のしくみやサービスの内容を、財政的な背景から行政の役割、実際のサービス内容や利用の流れを学ぶ。
	医療との連携とリハビリテーション		1	6月27日	医療と福祉の連携について各々のサービスや連携のあり方を学ぶと共に、介護職が実施可能となった医行為について理解し連携の理由や根拠についても学習する。

	障害福祉制度及びその他制度		1	6月20日	介護職員が支援する対象者である障害者への支援にあたり、サービスの基となる法令や社会的な支援システムとサービスの内容、利用の流れを学ぶ。
介護におけるコミュニケーション技術	介護におけるコミュニケーション	6	2	6月20日	コミュニケーションの意義、目的、役割からコミュニケーションの基礎技術や利用者、その家族とのコミュニケーションの実践について学習する。
	介護におけるチームのコミュニケーション		4	7月4日	チーム介護のための記録の意義や効果的な記載法をはじめ、報告、連絡、相談の意味や意義、カンファレンスや事例検討会等の留意点について学習する。
老化と認知症の理解	老化に伴うこころとからだの変化と日常	9	1	7月11日	老化による高齢者のこころとからだの変化を学習し、老化の理解を通して高齢者の介護における基本的な留意点を学ぶ。
	高齢者と健康		2	6月27日	高齢者に多い疾患や生活習慣病、老化に伴う疾患等について学習し、それらの基本的な理解を通して、日常における高齢者の生活支援の留意点を学ぶ。
	認知症を取り巻く状況		2	7月11日	認知症の高齢者の行動や心理状態の理解を通して、共感的な姿勢で関わるケアについて学習する。利用者の生活を支援するには様々な専門職との連携が必要で、連携にはそれぞれの役割分担を理解することと専門性を発揮することが重要なことを学ぶ。
	医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理		1	6月27日	認知症の診断等で用いられる評価法をはじめ、障害の状態や原因となる疾患などの医学的な理解と共に、予防のための対策や健康管理について学習します。
	認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活		2	7月11日① 7月18日①	認知症における中核症状と周辺症状を学び、周辺症状の具体的な現れ方や症状、認知症の高齢者とのコミュニケーションや基本的なケアについて学習する。
	家族への支援		1	7月18日	認知症の高齢者を支える家族への支援を学習し、介護者の思いを理解することや、介護職員としてどの様に支援するべきか等を学ぶ。
障害の理解	障害の基礎的理解	3	1	7月18日	高齢による介護状態ではなく、疾患や障害によって介護が必要となった障害者に関し、障害の概念、障害者を支える制度や仕組み、法律について学習し、障害に関する基礎的な理解を深める。
	障害の医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、かわり支援等の基礎的知識		1	7月18日	視覚障害や聴覚障害をはじめ、内部障害、精神障害等について各々の疾患や症状、介護における留意点について学習し、障害者を正しく理解し、介護の基本姿勢を学ぶ。

	家族の心理 かかわり 支援の理解		1	7月25日	介護においては本人だけでなく家族にも寄り添うことが重要であることを学び、障害者(児)の家族の心理や障害受容、支援にあたっての留意点について学習する。
こころとからだのしくみと生活支援技術	介護の基本的な考え方	24	2	7月25日	介護の理念や法的根拠、介護を行う上での視点について学習し、利用者を主体とする介護の意味を理解し、基本的な考え方を学ぶ。
	介護に関するこころのしくみの基礎的理解		3	7月25日① 8月1日①	利用者の尊厳を守る介護を実践するために欠かせない、記憶や感情のメカニズムをはじめ、幸福感や生きがいを感じる自己の概念、さらには老化や障害の受容、適応について学習する。
	介護に関するからだのしくみの基礎的理解		3	8月1日	人体の各部の名称や骨や関節の構造、中枢神経や自律神経と内臓器官などの基礎的な知識を学習し、こころとからだのしくみを理解した上で、利用者を一体的にとらえた対応を学ぶ。
	生活と家事		4	8月8日	生活支援としての家事サービスのあり方を明確にし、実際の調理、洗濯、掃除等の家事サービスの留意点を学び、専門職が行う家事サービスのあり方を学習する。
	快適な居住環境整備と介護		2	8月22日	快適な生活を送るために必要な居住環境の整備から、利用者が活用できるだけでなく家族や介護者の健康をも守る福祉用具(機器)について学習する。
	移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護		2	8月22日	移動・移乗の意義をはじめ、安全で安楽な介助を行うためのボディメカニクス、人体の構造や基本肢体の理解、具体的な介助技術等について学習する。
	食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護		2	8月29日	食事の支援が高齢者にとって生活の基盤となる重要なものだが、食事の意義と目的から、栄養に関する知識、代表的な疾病における栄養や調理、食事の介助方法について学習する。
	睡眠に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護		2	8月29日	睡眠がこころとからだに与える影響について理解し、睡眠のメカニズムから、心地よい睡眠を確保するための環境や福祉用具の活用法、快い睡眠のための支援の方法を学習する。
	死にゆく人に関連したこころとからだのしくみと終末期介護		2	9月5日	死にゆく人の尊厳を守り、その人らしい死を迎えるための介護を実現するために、終末期ケアの基礎知識から、死にいたる課程、死を迎える高齢者と家族の心理を学び、その支援の方法を学ぶ。
	介護過程の基礎的理解		2	9月5日	生活の各場面での介護について、ある状態像の利用者を想定し、一連の生活支援を提供する流れを理解し、利用者の心身の状況にあわせた介護を提供する視点を学ぶ。
返り 振り	振り返り	2	1	9月12日	初任者研修全体を振り返り、研修を通して学んだこと、習得したことについて再確認を行う。

	就業への備えと研修 修了後における継続 的な研修		1	9月12日	研修修了後や就業の際に、利用者の自立支援を目指し、利用者及び 家族が安心できるケアを行うため、職員の資質の向上を図ることを 目標とした研修等を継続的に受講する必要性を再確認する。
	修了試験		1	9月12日	

4. 学則

①研修の目的

障害者を対象に、職業能力（介護職員初任者研修研修）を付与し、職業的自立と雇用の促進を図る。

②研修の名称

合同会社 SouWa 介護職員初任者研修研修

③研修の要旨

事業所の所在地	研修形態	修業年限	研修期間	定員(人)	受講料(円)	受講対象者
札幌市白石区	通学 (土曜日昼間)	8ヶ月	4ヶ月	10	無料※1	放課後等デイサービス等に在籍する者に限る。

※1 テキスト代（税込 2,750 円程度）は別途個人負担とする。

名称 放課後等デイサービス 想
所在地 札幌市白石区本郷通7丁目南 3-15

④受講手続

- (1) 募集時期 4月より募集開始とし、開講7日前に締切とする。
- (2) 受講料納入方法 受講料なし（ただし、テキスト代等は個人負担とする。テキスト代等はテキストと請求書を渡しその後のうにゅとする。）
- (3) 受講料返還方法 受講料なし（テキスト購入後は講習の受講が無くてもテキスト代は返還しない。）

⑤カリキュラム

「3. 研修カリキュラム」参照

⑥主要テキスト

生活援助従事者研修(59時間研修) 中央法規出版株式会社 発行

⑦修了認定

- (1) 出欠の確認方法 各教科の開始前に出欠確認を行う。（出席簿へのサイン）
- (2) 成績の評定方法 研修内で実施する筆記試験の評価等を参考にする。
- (3) 修了の認定方法
 - ①講義・演習及び実習については、全ての科目（項目）を受講していること。
 - ②成績の評定において、講義・演習及び実習に合格していること。
- (4) 修了証明書 修了が認定された者には修了証明書を交付する。

⑧補講の取扱い

- (1) 講義及び演習において、知識・技術の習得が十分ではないと成績の評定により認められた場合は、必要に応じて補講を実施する。

- (2) 講義及び演習において、社会通念上やむを得ない理由により欠席した場合は欠席届を受理し、補講の受講により出席とみなす。

⑨退学規定

- (1) 受講者が退学しようとする時は、所定の退所願を提出すること。
- (2) 受講者が当事業所の定める諸規定を守らず、または受講者の本文に反する行為があった時は退学を命ずる事がある。
- ・規定の教科を欠席し補講を受講しない者。
 - ・研修の秩序を乱している者。
- (3) 成績不良により修了が見込めない者に対しては研修の受講を中断する事がある。

⑩講師

「2. 研修事業情報 ⑩講師情報」参照

⑪実習施設

「1. 研修機関情報」参照

その他

- (1) 本人確認
研修申込時に療育手帳等で本人を確認し、その写しを保存する。
各研修日に出席簿への押印により出欠を確認する。
- (2) 科目の免除
他の機関で当該研修の一部を受講している者でも、科目の免除は行わない。
- (3) 修了年限の延長
受講者が、病気、事故又は災害等、やむを得ない事情により所定の修業期限内で修了することが困難となった場合は、1年6ヶ月までの範囲内で延長することができる。ただし、受講者本人から所定の申請があった場合に限る。
- (4) 秘密の保持
受講者の個人情報においては研修に関する事にのみ使用し、受講者は実習において知り得た個人の秘密等について他へ漏らすことは決して行わない。